

南知多町太陽光発電設備及び系統用蓄電池の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南知多町太陽光発電設備及び系統用蓄電池の設置に関する条例（令和4年南知多町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業抑制区域の指定)

第3条 条例第7条に規定する事業抑制区域については、次に定めるところによる。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条の規定に基づき指定された三河湾国立公園のうち、同法第20条の規定に基づき指定された特別地域及び同法第21条の規定に基づき指定された特別保護地区
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に基づき定める第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同法第34条第2号及び第9号に規定する開発行為について、愛知県が定める許可基準に基づき知事の開発許可を受けた区域又は対象道路（次に掲げるものに限る。以下同じ。）並びに当該許可を受けた対象道路から20m以内の区域
 - ア 高速自動車国道
 - イ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）により料金徴収が認められている一般国道、県道又は市町村道
 - ウ 一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な県道又は市道
 - エ 四車線以上（右左折専用レーン等の部分的な車線を除く。）の県道又は市町村道の部分。ただし、四車線以上で都市計画決定され、暫定的に四車線未満で供用されている道路のうち、次のいずれかに該当する場合は、四車線以上で供用されているものとみなす。
 - (ア) 四車線以上の都市計画事業許可が得られているもの
 - (イ) 四車線以上の用地が既に関済済みで、将来、四車線以上の道路に接するもの
- (3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された砂防指定地
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域
- (7) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内とされた農地
- (8) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条及び第25条の2の規定に基づき指定された保安林
- (9) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3の規定に基づき指定された高潮浸水想定

区域

(10) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条の規定に基づき指定された津波災害警戒区域

(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の規定に基づき指定された鳥獣保護区

（事業抑制の依頼）

第4条 町長が事業者に対し、条例第8条第1項に規定する依頼を行うときは、事業抑制依頼書（様式第1号）により行うものとする。

2 事業者は、条例第8条第2項に規定する回答を行うときは、事業抑制依頼回答書（様式第2号）により行うものとする。

（事前届出）

第5条 事業者は、条例第9条第1項の規定により事前届出を行うときは、太陽光発電設備及び系統用蓄電池設置事業事前届出書（様式第3号－1）（以下「事前届出書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の事前届出書を受理した後、事業者に対し太陽光発電設備及び系統用蓄電池設置事業事前届出書に対する意見通知書（様式第3号－2）により指導及び助言を行うことができる。

3 事業者は、第1項の事前届出書の記載事項を変更するときは、その内容を太陽光発電設備及び系統用蓄電池設置事業事前届出変更書（様式第3号－3）により町長に報告しなければならない。

4 町長は、第1項の事前届出書を受理した後、条例第9条第2項の規定により地域住民等に対し太陽光発電設備及び系統用蓄電池設置事業事前届出書に対する通知書（様式第3号－4）により通知するものとする。

（地域住民等への周知及び説明会の開催等）

第6条 事業者は、条例第10条第1項の規定により、地域住民等に対し周知する場合は、前条に規定する事前届出書に記載した事項及び添付書類を通知することにより行うこととし、同項及び条例第13条第3項に規定する住民等説明会の開催の要請により住民等説明会を開催する場合は、事前に住民等説明会の日時及び場所を記載した文書を作成し配布、回覧その他の方法により地域住民等へ周知するものとする。

2 事業者は、住民等説明会を開催するに当たっては、地域住民等が参加しやすい日時及び場所について配慮しなければならない。

3 事業者は、住民等説明会を開催したときは、住民等説明会開催報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付し、住民等説明会を開催した日から起算して7日以内に町長に報告しなければならない。

（1） 住民等説明会で配布した資料

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 地域住民等は、住民等説明会の内容に対して、意見の申出を行うことができる。

5 前項の意見の申出を行おうとする者は、住民等説明会が開催された日から起算して14日以内に、住民等意見書（様式第5号）を事業者に提出するものとする。

6 事業者は、住民等意見書の提出があったときは、住民等説明会が開催された日から起算して21日以内に、住民等意見書概要書（様式第6号）に、当該提出があった住民等意見書の写しを添付し、町長に報告しなければならない。

- 7 事業者は、住民等意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該住民等意見書を提出した地域住民等に対し見解書（様式第7号）を提出しなければならない。
- 8 事業者は、前項の見解書を提出するときは、地域住民等に対しその内容をよく説明し、当該地域住民等の理解を得るよう努めるものとする。
- 9 事業者は、第7項の規定による見解書を提出したときは、対応状況報告書（様式第8号）に、住民等意見書及び見解書の写しを添付して、当該見解書を提出した日から起算して14日以内に町長に報告しなければならない。
- 10 町長は、必要があると認めるときは、住民等説明会に町の関係職員を出席させることができる。
- 11 事業者は、条例第10条第2項の規定による事業説明、境界の確認等が完了した場合は、個別説明結果報告書（様式第9号）により速やかに町長に報告しなければならない。

（事業の調整）

第7条 条例第12条第1項及び2項の規定による事業の調整は、協議申出書（様式第10号）に、次に掲げる書類のうち、当該事業に必要な書類を添付し、町長と協議する方法により行うものとする。計画が隣町にまたがるときは、次に掲げる書類に加えて、隣町を含む事業区域の全体計画及び隣町に提出する書類、図面等の写しを添付するものとする。

- (1) 事業概要書（様式第11号）
 - (2) 太陽光発電設備及び系統用蓄電池の設置確認表（様式第12号）
 - (3) 立地環境に関する調査概要書（様式第13号）
 - (4) 保守管理に係る計画書（様式第14号）
 - (5) 生活環境及び景観保全に関する計画書（様式第15号）
 - (6) 撤去及び処分に関する計画書（様式第16号）
 - (7) 事業区域の位置図及び区域図
 - (8) 地番表（3筆以上の場合）
 - (9) 土地（建物）登記事項証明書（写し可）
 - (10) 地籍図（公図）の写し（事業区域に隣接する土地を含む。）
 - (11) 求積図
 - (12) 現況図
 - (13) 土地利用計画平面図
 - (14) 造成計画平面図及び断面図（安定計算書を含む。）
 - (15) 排水計画平面図及び断面図（水理計算書を含む。）
 - (16) 排水施設構造図
 - (17) 流末水路構造図
 - (18) 崖断面図
 - (19) 擁壁の断面図（構造計算書を含む。）
 - (20) 太陽光発電設備の構造図及び配線図（構造計算書を含む。）
 - (21) 現況写真
 - (22) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 事業者は、事業区域に事業抑制区域を含むときは、条例第12条第3項の規定による事業の計画の調整において、事業抑制区域の対策に関する申出書（様式第17号）を提出し、その内容を事業の計画に反映させなければならない。
 - 3 事業者は、事業区域の土砂等の流出を防止する施設を設置するとともに、放流先の排水能

力に応じた排水施設を設けるものとし、必要があるときは排水施設管理者と協議しなければならない。

- 4 事業者は、開発行為の面積が1ヘクタール以上のときは、愛知県土地開発行為に関する指導要綱・指導基準を適用し、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設を設けなければならない。
- 5 町長は、事業の調整において条例第12条第1項から第3項に規定する事項が盛り込まれていないと判断されるときは、補正通知書（様式第18号）により、事業者はその内容について補正を求めることができる。
- 6 条例第12条第4項の規則で定める書類は、調整完了申出書（様式第19号）とする。
- 7 条例第12条第5項の規則で定める通知は、調整完了通知書（様式第20号）により行うものとする。

（事業計画の届出）

第8条 条例第13条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類及び太陽光発電設備及び系統用蓄電池設置事業に係る計画届出書（様式第21号）によるものとする。

- （1） 経済産業大臣に申請した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し及び添付書類の写し
 - （2） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第16条第1項の規定による電気事業者との接続契約締結の状況が分かる書類
- 2 条例第13条第4項の規定による変更の届出は、太陽光発電設備及び系統用蓄電池設置事業に係る計画変更届出書（様式第22号）により行うものとする。
- 3 条例第13条第6項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。
- （1） 事業区域の面積、建築面積又は工作物設置面積の縮小
 - （2） 建築面積又は工作物設置面積の10パーセント以内の拡大
 - （3） 周辺区域に影響を及ぼさない程度の建築物又は工作物の配置の変更
 - （4） 住民等説明会の意見を反映させたことによる計画の変更
 - （5） その他町長が認める変更

（工事の届出）

第9条 条例第14条の規定による届出は、工事（着手・中断・再開・完了・廃止）届出書（様式第23号）により行うものとする。

（工事完了の確認）

第10条 町長は、条例第14条第1項の規定により、工事の完了の届出があったときは、条例第15条の規定により監視員に現場を確認させた後、工事完了確認通知書（様式第24号）により事業者へ通知するものとする。

（標識の設置）

第11条 条例第16条の規則で定める標識は、次の各号に規定する期間に応じ、当該各号に定める様式とする。

- （1） 条例第12条第5項の規定による通知があったときから工事が完了するまでの期間（様式第25号又は様式第25号ー2）
- （2） 法第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請した場合又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項の規定による提出をした場合における

る土地の開発又は造成の工事開始後（土地の開発又は造成を行わない場合は発電設備の設置工事開始後）から事業が完了するまでの期間（様式第26号）

（3） 前号に該当しない場合における発電設備の設置に係る工事が完了してから事業が完了するまでの期間（様式第27号又は様式第27号－2）

2 事業者は、標識を設置したときは、設置した日から7日以内に標識設置届（様式第28号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

（1） 標識を設置した場所が明示された図面

（2） 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真等

（関係書類の閲覧）

第12条 条例第17条第2項の規定による申出は、太陽光発電設備及び系統用蓄電池の設置事業に係る閲覧申出書（様式第29号）により行うものとする。

（報告及び立入調査等）

第13条 町長は、条例第18条第1項の規定により、事業者に対し報告を求めるときは、事業実施状況報告依頼書（様式第30号）を毎年3月末日までに発送し行うものとする。

2 事業者は、前項の規定により報告依頼を受けたときは、事業実施状況報告書（様式第31号）により報告依頼を受けた年の5月末日までに町長に報告しなければならない。

3 条例第18条第3項の立入調査を行うときに身分を示す証明書は、身分証明書（様式第32号）によるものとする。

（指導及び勧告）

第14条 条例第19条第1項の規定による指導は、指導通知書（様式第33号）によるものとする。

2 条例第19条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第34号）によるものとする。

3 指導通知書又は勧告書を受けた事業者は、通知又は勧告された内容に適合させるために関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

4 条例第19条第3項の規定による報告は、指導・勧告事項報告書（様式第35号）によるものとする。

（公表）

第15条 条例第20条第1項に規定する通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第36号）によるものとする。

2 条例第20条第1項に規定する弁明は、弁明の機会の付与通知書を受け取った日から起算して14日以内に、公表に関する弁明書（様式第37号）を町長に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。